

## 新たな「いしかわの食と農業・農村ビジョン」検討委員会設置要綱

### （目 的）

第1条 平成28年に策定した「いしかわの食と農業・農村ビジョン」について、その後の本県農業をめぐる情勢の変化や、国の「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、新たな「いしかわの食と農業・農村ビジョン」（以下「新ビジョン」という。）を検討するため、『新たな「いしかわの食と農業・農村ビジョン」検討委員会』（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、本県の農業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、新ビジョン策定に向けた施策の方向性及び具体策について検討することとする。

### （組 織）

第3条 委員会の委員は、別記のとおりとする。

- 2 委員会には、委員長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の互選による委員長代理がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

### （委員会）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が座長となる。

### （庶 務）

第5条 委員会の庶務は、石川県農林水産部農業経営戦略課において処理する。

### （雑 則）

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

#### （失効）

- 2 この要綱は、新ビジョンの策定をもってその効力を失う。